

ライフサポートみき 運営規程

（事業の目的）

第一条 合同会社 幹が開設する『ライフサポートみき』（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービスに不当に偏る事のないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ライフサポートみき
- ② 所在地 札幌市手稲区前田 9 条 14 丁目 1 番 25 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日・12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析表の種類 課題分析標準項目
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1か月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を超えた地点から、片道おおむね 2キロメートル越える毎に 200 円

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第七条 通常の事業の実施地域は、札幌市（手稲区・西区・北区）、石狩市とする。

第八条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他の運営についての留意事項)

第九条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者またはそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする

第十条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- ① 虐待を防止する為の研修の実施
- ② 利用者またはその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする

第十一条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護
認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当事業所内の研修への
参加の機会を計画的に確保し業務態勢を整備する

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族との秘密を保持する。
- 2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の
内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は合同会社 幹と事業所の管理者との
協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(2 版 令和 6 年 12 月 13 日)